**正・副２部提出**

**公園内行為許可申請書兼許可書**

令和　　年　　月　　日

**西宮市長　様**

〒

申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

氏　名　　　　　　　　　　　　　　担当

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL（　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　携帯（　　　　　　　　　　　　　　）

下記のとおり裏面の許可条件及び注意事項を遵守し、公園内の行為を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 公園名   （位置等） | 北山緑化植物園 |
| 1. 行為の内容 |  |
| 該当があればチェックをつけてください | □　イベント開催等に付随する物販や飲食販売等があり、売上が各店舗の利益となる  ☑　業として、動画、又は静止画を撮影する  □　指導員が報酬等を得る有料スポーツ教室等を実施する  □　その他、行為に伴い特定の者に利益となる行為又はそれに準じることがある |
| ３．行為の目的 |  |
| ４．利用人数 | 約　　　　　　名 |
| ５．期間・時間  （準備・片付けの時間を含む） | 令和　　年　　月　　日　　時　　分　～　令和　　　年　　月　　日　　時　　分  （予備日）  令和　　年　　月　　日　　時　　分　～　令和　　　年　　月　　日　　時　　分 |
| ６．地域説明 | □　自治会長等、周辺居住者などに行為内容の詳細について説明しました。  地区代表者氏名：  周辺居住者氏名： |
| ７．添付図面等  　　その他備考 | □ 行事概要　　□　地図  □　その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| ８．注意事項 | 別紙の「公園施設使用チェックリスト」を提出し、他の必要な許可を得ること。 |

上記のとおり公園内の行為を許可します。

西 花 緑 指 令 第　　　　号

※公園内行為を許可してよろしいか。　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 課　長 | 係　長 | 係 | 副 |
|  |  |  |  |
| □ 現地事務所・他の団体への連絡  □ 不要 | | | |

**西宮市長　 石井　登志郎**

（公印省略）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　　訳 | 撮影料として | ３，０００円 |
| 備　　考 |  | |

※使用料の納付は、申請後に窓口で発行する納付書にて指定金融機関で納付してください。

「公園使用料について」

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 行為内容 | 単位 | 単価（円） |
| イベント開催などに付随する物販や飲食販売等 | １時間あたり１㎡ | ５０ |
| 業として動画又は静止画の撮影 | １日あたり１公園 | ３，０００ |
| 入場料を徴して行われるイベント等 | １時間あたり１㎡ | ２ |
| 営利活動を伴うイベント(イベント全体の公園使用料)、有料スポーツ教室等 | １時間あたり１㎡ | １ |

※使用条件により減免があります。

**イベント開催における安全対策(危機管理)**

**１　台風接近や大雨などが予測される場合は、市ホームページなどにより気象情報を随時把握し、開催の可否について適切に判断すること。また、開催中についても、落雷・突風など天気の変化に注意し、来場者・開催関係者の安全確保に努めること。**

**２　開催前日にテント類を設営される場合は、開催責任者・設営業者等との２４時間連絡体制を定めておくこと。（天候の状況により、市から連絡する場合があります。）**

**許可条件**

１　都市公園法及び同法施行令並びに、西宮市都市公園条例及び同条例施行規則（海浜公園における行為の場合は兵庫県港湾施設管理条例及び同条例施行規則）並びに管理者の指示する事項を遵守すること。

２　行為中は必ずこの許可証を携帯し、本市係員の指示に従うこと。

３　行為中施設を荒廃又は毀損したときは、知事及び市長の定める損害額を賠償すること。

４　行為中第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決すること。

５　施設の改良その他公益上必要があるときは、許可を取消す場合があることを了承すること。

６　許可を受けた者は入念に後片付けをし、許可期間及び時間満了と同時に行為を終了すること。

７　許可を受けた内容を変更または取り止めたときは、遅滞なく連絡すること。

８　ごみは使用者において責任を持って清掃収集をして持ち帰ること。

９　バイクや車で公園内を乗入・走行しないこと。なお、公園内に荷物搬入車両を乗り入れる際は、別途「車両乗り入れ許可書」を申請すること。

10　公園を独占的に使用することで他の公園利用者を排除せず、あくまで利用者同士譲り合って利用すること。なお、大人数で公園を使用する際は他の利用者に行為の内容を呼びかけるなど、十分な配慮を施すと同時に万全の安全対策を講じること。

11　西宮市暴力団の排除の推進に関する条例に基づき、当該行為が暴力団を利することと認められるときは、当該行為を許可せず、又は当該行為の許可を取り消す等の措置をとることを了承すること。

12　公園内で喫煙しないこと。

**注意事項**

以下の行為については、行為内容の詳細について、自治会長等地区の代表者並びに周辺居住者へ十分に説明し、理解を得てから申請してください。

① 公園を大きく又は長時間、占用する場合など一般公園利用者に影響が及ぶ場合

② 騒音など公園周辺居住者に影響が及ぶ場合

③ 物品販売など他から許可なく営業行為を行っていると誤解を生じかねない行為の場合

④ 初めて行うイベント

⑤ その他、事前に地域協議する必要があると認められる場合

また、上記に該当しない場合であっても、地域で公園清掃活動などを行っている場合がありますので、日時等も含めて必ず事前説明及び調整をしてください。

なお、使用料対象となるイベント開催などに付随する物販や飲食販売等、業としての撮影、有料スポーツ教室を実施する場合は、「公園使用料について」を参照してください。